

平成二十三年総務省告示第八十七号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件） 新旧対照表（案）

改正案	改正前
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>[第1～第3 略]</p> <p>第4 無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1 基本的機能</p> <p>(1) 発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。</p> <p>(2) 応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。</p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p>[2 略]</p> <p>3 ランダムアクセス制御</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を <u>超えないこと。</u></p> <p>[4～5 略]</p> <p>6 送信停止指示に従う機能</p> <p>伝送設備からチャンネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。</p> <p>[7～9 略]</p> <p>第4の2 無線設備規則第49条の六の十二に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等</p> <p>1 基本的機能</p> <p>(1) <u>発信を行う場合にあっては、発信を要求する信号を送出するものであること。</u></p> <p>(2) <u>応答を行う場合にあっては、応答を確認する信号を送出するものであること。</u></p> <p>2 送信タイミング</p> <p><u>無線設備規則第49条の六の十二の伝送設備（以下第4の2において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ伝送設備から指定されたシンボルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、サブキャリア間隔が15kHz及び30kHzにおいては</u></p>	<p>別表第五号 [同左]</p> <p>[第1～第3 同左]</p> <p>第4 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) [同左]</p> <p><u>(3) 通信を終了する場合にあっては、チャンネルを切断する信号を送出するものであること。</u></p> <p>2 発信時の制限機能</p> <p><u>発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であって、電気通信回線からの応答が確認できないときは、選択信号送出終了後2分以内にチャンネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。</u></p> <p>[3 同左]</p> <p>4 ランダムアクセス制御</p> <p>(1) [同左]</p> <p>(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を <u>超えず、かつ、200回を超えないこと。</u></p> <p>[5～6 同左]</p> <p>7 送信停止指示に従う機能</p> <p>伝送設備からチャンネルの切断を要求する信号を受信した場合は、<u>その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、確認をする信号の送出は不要とする。</u></p> <p>[8～10 同左]</p> <p>[新設]</p>

±130 ナノ秒、サブキャリア間隔が60kHzにおいては±65 ナノ秒、サブキャリア間隔が120kHzにおいては±16.25ナノ秒の範囲であること。

3 ランダムアクセス制御

- (1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出した後、一シンボル以降の最初に制御信号の検出を試みるシンボルから10ミリ秒以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された条件において情報の送信を行うこと。
- (2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えないこと。

4 タイムアライメント制御

伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。

5 位置登録制御

- (1) 伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。
- (2) 伝送設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあっては、端末に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。
- (3) 無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となっており、位置登録制御を無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において行う端末にあっては、(1)及び(2)の規定を適用しない。

6 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャンネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。

7 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあっては、その結果を伝送設備に通知すること。

8 端末固有情報の変更を防止する機能

- (1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。
- (2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。
- (3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

9 チャンネル切替指示に従う機能

伝送設備からのチャンネルを指定する信号を受信した場合にあっては、指定されたチャンネルに切り替える機能を備えなければならない。

10 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

11 故障時の自動的な送信停止機能

故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

12 重要通信の確保のための機能

重要通信を確保するため、伝送設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、発信しない機能を備えなければならない。

[第5～第7 略]

[第5～第7 同左]

標準 符号 [] の配列は如左の如く。